従 事 者 倫 理 規 程

（趣旨）

第 1 条　この規程は、有限会社向陽介護システムズ（以下「会社」という）の業務に従事する全ての者（以下、「従事者」という。）の職務に係る倫理を保持するために必要な事項を定める。

（基本理念）

第 2 条　従事者は、会社の行う事業内容を熟知し、職務遂行の重要性とその責任の重さを常に自覚し、目的達成に向かって努力するとともに、社会的常識において、清廉潔白な態度で業務を遂行しなければならない。

（定義）

第 3 条　この規程において用いる用語の意味するところは、以下の各号の定義による。

（1）　従　事　者：会社の業務に従事する役員以下全ての者を示す。

（2）　利 用 者 等：会社の利用者、利用者の保護者その他関係者を示す。

（3）　事 業 者 等：会社以外のその他の団体及び事業を営む個人を示す。

（4）　利害関係者：前第（2）号及び第（3）号該当者を示す。

（従事者が遵守すべき職務に係る倫理行動基準）

第 4 条　従事者は、法律・法令・就業規則及び当規程に定める事項を遵守し、これに違反してはならない。

（1）　従事者は、職務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。（守秘義務）

（2）　従事者は、各個人それぞれの人格を尊重しなければならない。（個人の尊重）

（3）　従事者は、職務の遂行に当たっては、社会的な常識・道徳・規範を念頭に置き不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行にあたらなければならない。（差別的取扱いの禁止と公正な取扱い）

（4）　従事者は、職務上の立場、地位を私的利益のために利用してはならず、職務の執行に当って、利用者等及び職員から金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。（利益誘導の禁止）

（5）　従事者は、会社の従事者であることに誇りを持ち、自らの行為が会社の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。（信用の確保）

（贈与等の報告）

第 5 条　事業者等から贈与を受けたとき及び事業者等に対し職務に関連して提供した便宜また人的役務等に関して報酬の支払いを受けたときは、その都度　所長に報告しなければならない。

（禁止行為）

第 6 条　従事者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）　利害関係者から金銭、物品の贈与を受けること。

（2）　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付を受けること。

（3）　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で労務の提供を受けること。

（4）　利害関係者から社会常識を超える接待を受けること。

（5）　利害関係者から前各号以外の経済的利益を受けること。

（6）　会社の金銭・物品・設備・機材を私的に使用すること。

（7）　会社に経済的損失をあたえること。

（8）　前各号に準ずる行為を行うこと。